

基金を活用した助成事業のご紹介

■ 協働助成事業（テーマ希望型）

寄附者：イオン株式会社

〔0才からの親子ふれあいワークショップ&コンサート
音楽と絵本の贈りもの〕

事業実施団体 マリンバ ピアチェレ（山形市）

事業内容

少子化や核家族化により周囲とのコミュニケーションが少なくなっているため、子育ての環境は大変厳しいものとなっています。交流を深め育児の輪を広げる場となることを願い、親子で参加できる「音楽と絵本の贈りもの」を山形、東根で開催いたしました。また赤ちゃんサロンを併設し、地域の子育て支援情報を提供しました。600人以上の参加をいただき、マリンバ演奏、人形劇、絵本の読み語り等で参加者が一体となり互いに親睦を深めることができました。

この度の企画に多大なる御支援を賜りましたイオン株式会社様には、心より御礼申し上げます。



寄附者からのメッセージ （テーマ希望寄附）

イオン株式会社
東北代表 家坂 有朋 様

イオンは、山形県と2010年10月5日に包括的連携協定を締結致しました。その一環として、山形さくらんぼWAONカードを発行し、お買上げ金額の0.1%を社会貢献基金として、山形県に寄附をさせて頂いています。



子育て支援や、幼児教育、学校教育等に活用して頂き、山形県の未来に役立つことを願っています。

これからも、更に地域の皆さまに貢献出来るよう、山形県と共に社会貢献に取り組んで参ります。

寄附者：山形県民共済生活協同組合

〔やまがたde愛ミーティング2017〕

事業実施団体 特定非営利活動法人 A Village（山形市）

事業内容

地域の喫緊の課題として少子化・人口減少があります。これらを解決する一助として、男女の成婚を推進するため出会いの場を提供する事業を行いました。県内全域でのイベント開催は28回にわたり、参加目標400名を上回る約650名の参加があり、カップル成立目標48組に対して約80組の成立をみました。この助成事業の活用により、参加しやすく、また民間の婚活企画と一線を画した「地味だけれど効果のある」有意義なイベントを催行できましたこと、御支援いただいた山形県民共済生活協同組合様には心より御礼申し上げます。



ネーミングライツの 活用で地域に貢献する企業の イメージをアップ!

テーマ希望寄附では、寄附者の皆さまが、支援したい活動の分野や地域などの希望を添えることができます。

さらに、寄附による協働助成事業に企業名などを冠することもできます。

企業のイメージアップや地域との絆づくりに、テーマ希望寄附のネーミングライツ制度をご活用ください。

■ 協働助成事業（一般型）

鶴岡市山王ナイトバザールを舞台にした 若者の活躍の場づくり事業

〔重点課題部門：若者のボランティア意識の醸成と活動への参加促進〕

事業実施団体 特定非営利活動法人 公益のふるさと創り鶴岡（鶴岡市）

事業内容

当団体では鶴岡山王商店街を舞台にして若者が活躍する場づくりと小学校向け防災教育プログラムを実施する事業を行いました。

ナイトバザール開催に合わせて山形大学農学部および尚絅学院大学の学生が企画したイベントを鶴岡中央高校の生徒と一緒に実施しました。

山形大学の学生は、「山大農場市」「音楽イベント」「英文パンフ」「山王キャラクター募集」の企画、尚絅学院大学の学生と鶴岡中央高校の生徒は「ハロウィンイベントと個店のお手伝い」を実施しました。

また、防災教育プログラムは鶴岡災害ボランティアネットワークとの協働で実施しました。

寄附者の皆さまにはこれらの事業に御支援いただき、心より感謝申し上げます。



■ 平成29年度 基金を活用した助成事業の状況 平成30年1月末現在

【協働助成事業】

● テーマ希望型

テーマ名	寄附者名	件数	助成金額(千円)
イオン・さくらんぼWAON 子どもの健全育成支援事業	イオン株式会社	5	4,900
山形テレビ 動物愛護活動支援事業	株式会社山形テレビ	1	1,000
テルス(株) 川と海をつなぐ 美しい元気な山形づくり事業	テルス株式会社	1	430
山形県自動車販売店リサイクルセンター 山形から発進！未来へつなぐ循環型社会づくり支援事業	株式会社山形県自動車販売店リサイクルセンター	1	450
やまがたまちづくり活動支援事業	財団法人山形県都市整備協会(解散法人)	6	4,819
うまい!を明日へ!郷土が誇る最上川と伝統文化保護・保全事業	アサヒビール株式会社山形支社	3	1,500
県民共済『共に豊かな生活を』婚活と子育て応援事業	山形県民共済生活協同組合	3	1,000
計		20	14,099

● 一般型

重点課題部門 3件/県政課題部門 7件/自由提案部門 3件 計13件 助成金額合計 5,960千円

【団体支援助成事業】

件数 7件 助成金額合計 5,382千円



<県からのお知らせ>

改正NPO法の施行により、平成30年10月1日から「貸借対照表の公告」が必要になります!!

ポイント NPO法人は、貸借対照表を定款に定める方法により公告することが義務付けられました。

- 平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が公告の対象となります。
- 改正法の経過措置により、平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近の事業年度に係るものは平成30年10月1日に作成したものとみなされます。
- このため、原則として、全てのNPO法人において平成30年10月1日を期して、遅滞なく、貸借対照表を公告する事務が生じます。
- 貸借対照表の公告義務により「資産の総額」の登記が不要となります（組合等登記令の改正が予定されています）。